

池田町建築物耐震改修促進計画

令和8年4月

池 田 町

池田町建築物耐震改修促進計画

目次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 ----- 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 ----- 1
- (3) 「池田町建築物耐震改修促進計画」の位置付け ----- 2

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 ----- 3
- (2) 耐震化の現状 ----- 4
- (3) 耐震化の目標設定 ----- 11
- (4) 町有建築物の耐震化の現状と目標設定 ----- 13

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 ----- 14
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 ----- 14
- (3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備 ----- 15
- (4) 地震時の総合的な安全対策 ----- 16
- (5) 地震時に通行を確保すべき道路 ----- 17
- (6) 優先的に着手すべき建築物の設定 ----- 17

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) 想定地震における震度分布の予測 ----- 18
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 ----- 18
- (3) 広報資機材等の作成とその活用 ----- 18
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 ----- 19
- (5) 町内会等との連携 ----- 19
- (6) 耐震出張説明の実施 ----- 19
- (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知 ----- 19
- (8) 地震保険の活用 ----- 19
- (9) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ ----- 19

第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

- (1) 関係団体による協議会等との連携 ----- 20
- (2) 計画の検証 ----- 20

- 参考資料 ----- 21

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では多くの方の尊い命が奪われましたが、そのうち約9割の方は家屋、家具等の倒壊による圧迫死であったと言われています。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準[※]に適合していない住宅・建築物でした。

その後も、我が国では新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震、大阪府北部地震、能登半島地震等の大地震が頻発しており、福井県内においても令和2年9月4日に57年ぶりに最大震度5弱（マグニチュード5.0）を記録し、今後、東海地震[※]、南海・東南海地震[※]および首都直下地震[※]など、大きな地震はいつ発生してもおかしくないと言われています。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議[※]で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修[※]は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

池田町に関しては、「池田町地域防災計画[※]」において、昭和23年の直下型の福井地震（マグニチュード7.1）と同規模の地震が起こった場合、甚大な人的・建物被害が発生するものと予測されています。今後、地震による死者数および経済被害を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震被害に強い都市づくりを推進する必要があります。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律[※]」の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

そこで、中央防災会議（平成17年3月）や地震防災推進会議[※]（平成17年6月）の提言を踏まえ、平成18年に耐震改修促進法が改正施行されました。この改正により、以下のような国の基本方針が示され、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

また、改正施行された耐震改修促進法では、以下のようなことが規定されています。

- ① 国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があること
- ② 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること
- ③ 優先的に耐震化を促進すべき建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- ④ 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること
- ⑤ 耐震改修支援センター[※]による債務保証、情報提供等を実施すること

[※]：参考資料1用語解説参照

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成 25 年 5 月、耐震化をより促進するため耐震改修促進法の改正が行われ、平成 25 年 11 月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断^{*}と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

さらに、令和 6 年 1 月の能登半島地震において、老朽化した木造住宅が密集する地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じたことから、昭和 56 年の耐震基準改正以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるようにすることが国の基本方針で記されました。

(3) 「池田町建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「池田町建築物耐震改修促進計画」は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法に基づき、町内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定するものです。

福井県では、耐震改修促進法に基づき、国の方針を踏まえて平成 18 年 12 月に「福井県建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成 24 年 3 月、平成 28 年 3 月、令和 3 年 3 月、令和 7 年 3 月に改定を行いました。また、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「震災対策編」として福井県防災会議が作成した「福井県震災対策計画」（福井県地域防災計画・震災対策編）において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として建築物の耐震化の対策を定めています。

大地震発生の可能性が高まり地震対策の重要性が増す中、池田町においても平成 20 年に策定した「池田町建築物耐震改修促進計画」を改定して、町内の住宅・建築物の耐震化を更に推進し、地震災害に強いまちづくりを目指していきます。

本計画の策定に当たっては、町内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、現状に応じた耐震診断・改修に係る施策を計画的に進めるためのあり方を検討しました。

また、国の基本方針や福井県の計画との整合を図るとともに、「池田町地域防災計画」などの、本町の既往の防災に係る計画を踏まえたものとします。

本計画の期限は令和 17 年度までとします。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

被害想定については、福井県が平成8年3月に公表した「福井県地震被害予測調査報告書」の予測値を採用することとしました。

想定対象とした地震は、福井地震（嶺北；1948年福井地震の再来を想定）と敦賀断層による地震（嶺南；活断層を考慮）の2つのうち、池田町の被害規模が大きい福井地震としました。

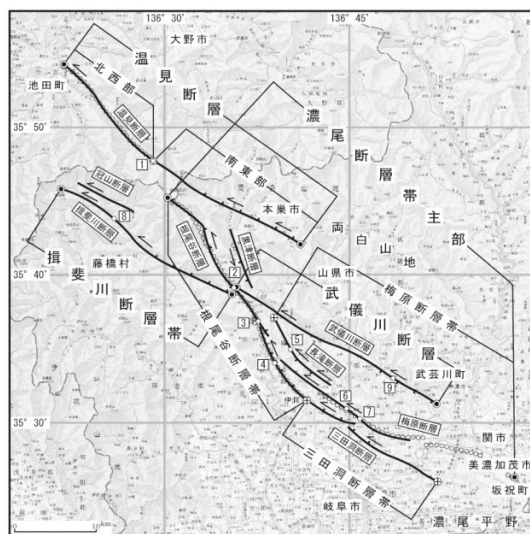
被害区分		想定被害		
		福井県		池田町
人的被害	死者数	冬季（17時～18時）	4,286人	0人
		春秋季（15時～16時）	3,785人	0人
	負傷者数	冬季（17時～18時）	25,110人	0人
		春秋季（15時～16時）	22,809人	0人
建物被害	大破数 ・倒壊する建物数 ・現状のまま住めない建物数	木造建築物（積雪あり）	133,937棟	0棟
		木造建築物（積雪なし）	77,306棟	0棟
	中破数 ・かなりの修復が必要な建物数	木造建築物（積雪あり）	65,733棟	157棟
		木造建築物（積雪なし）	62,329棟	20棟

（資料：福井県地震被害予測結果（第2次報告、平成8年3月））

また、令和5年3月改定の「池田町地域防災計画（総則編）」には以下の記載があります。

地震災害については、国の地震調査研究推進本部により、全国の主要活断層の評価を公表しており、池田町周辺には、福井平野東縁断層帯より近い場所に濃尾断層帯があり、そのうちの温見断層北西部は町の直下にあることが推定される。

この温見断層北西部を震源とする地震が発生したとき、地震調査研究推進本部の簡便法による地表震度分布図では、町役場付近は震度6弱になることが想定される。



- 1：温見地点
- 2：門脇地点
- 3：水鳥地点
- 4：金原地点
- 5：金原谷地点
- 6：高田地点
- 7：上洞地点
- 8：塚地点
- 9：中洞地点
- ：断層帯の北西端と南東端
- ⊕：活動区間の境界
- ：1891年の地表地震断層

図：池田町に影響があると思われる断層帯（濃尾断層帯）

出典：地震調査研究推進本部ホームページ

(2) 耐震化の現状

阪神・淡路大震災においては、新耐震基準で建築されたものは被害が少なく、旧耐震基準で建築されたものは甚大な被害を受けました。

このことを受けて、本計画では新耐震基準で建築されたものは耐震性があるものと捉えます。また、旧耐震基準で建築されたものについては基本的に耐震性がないものと捉えますが、これまでの耐震診断の実施結果に基づく国の耐震化率に準じて耐震性を有するものと推計される棟数を考慮に入れて耐震化率の現状を算出します。

ただし、令和7年7月17日に改正された国の基本的な方針において、昭和56年の耐震基準改正以降で平成12年より前に建築された木造住宅（以下「2000年基準」という。）について、耐震性能検証の実施に努めるよう記されたことから、今後、2000年基準の木造住宅についても耐震性を確認していくこと等が必要と考えられます。

① 住 宅

固定資産課税台帳による住宅数や令和7年3月末時点の世帯数から、令和7年度の池田町内における住宅戸数および耐震化率の現状を推計します。

前計画策定時の平成19年度においては、人が居住している住宅約1,010戸のうち、耐震性を有する住宅は約560戸で耐震化率は55%と推計されていました。

その後、令和7年度においては、人口世帯数の減少に伴って、空き家化や住宅の建替えが進むことなどにより、人が居住している住宅875戸のうち、耐震性を有する住宅は約550戸で耐震化率は63%になるものと推計されます。

■ 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区 分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数②	昭和56年以降の住宅数④	耐震性を有する住宅数	耐震化率
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成19年度 (推計)	1,010	510	500	560	55%
		60	500		
令和7年度 (推計)	875	488	387	549	63%
		162	387		

注：平成19年度の人が居住している住宅数は、「住民基本台帳」の世帯数、「住宅・土地統計調査報告」(総務省統計局)の人が居住している住宅数の割合により推計した。また、令和7年度の人が旧住している住宅数は、令和7年3月末時点の世帯数を用いた。

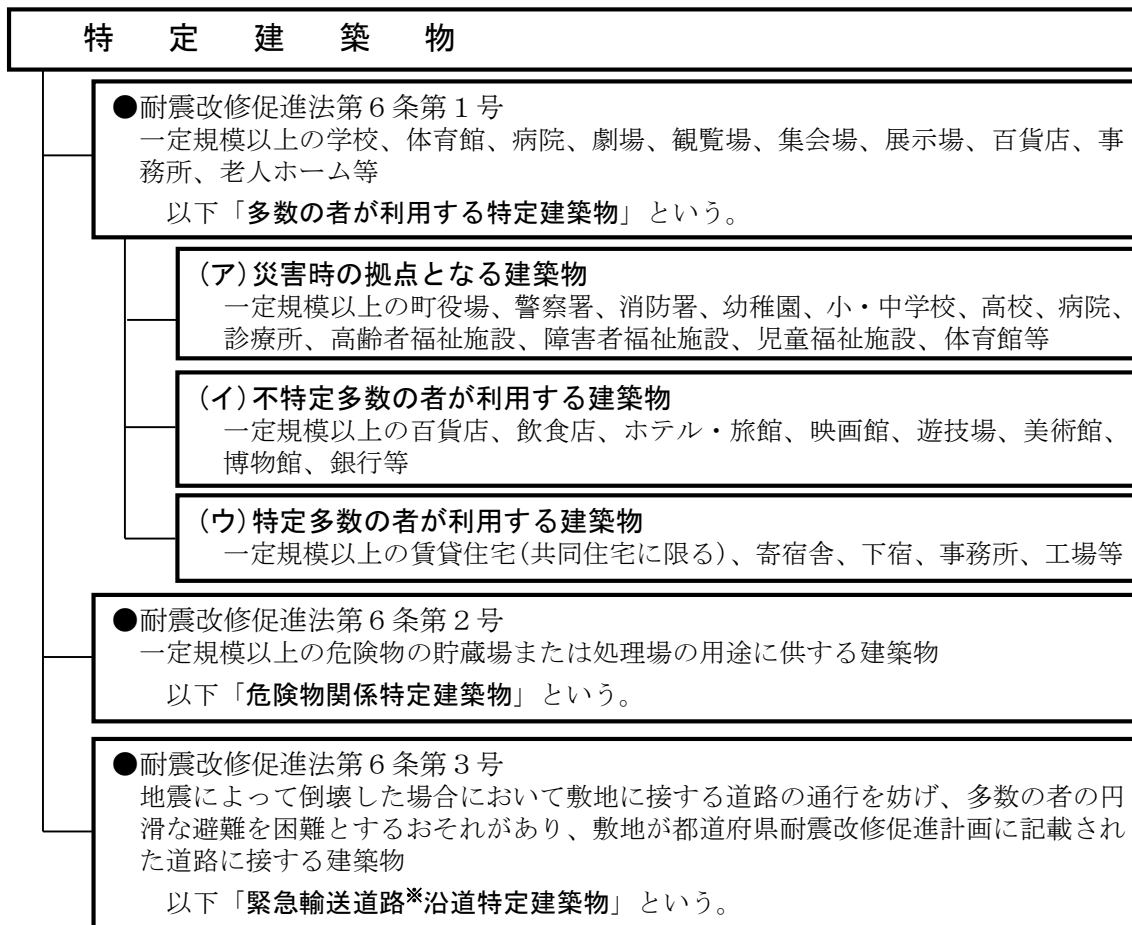
※「耐震性有③」の推計方法

令和5年の「住宅・土地統計調査報告」における、福井県全体の耐震性確認比率(耐震診断を行ったもののうち耐震性が確保されていたものの割合)、木造戸建32.1%及び共同住宅等の72.7%を用いた。

平成19年度推計にあたっては、昭和55年以前の住宅数のうち耐震性がある住宅数は、その大部分が木造戸建であると想定し、③≒②×12%(平成19年当時の耐震性確認比率)とした。

② 特定建築物

特定建築物とは、耐震改修促進法第6条に規定されており、「学校、病院、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する特定建築物（第1号）」、「危険物の貯蔵場・処理場（第2号）」、「地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物（第3号）」です。



(a) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号）」は以下の3種類に分類します。

(ア) 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行なうために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校などです。災害時要援護者*が利用している福祉施設も含まれます。

(イ) 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館などです。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要です。

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、事務所、工場などです。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

特定建築物の対象となる用途毎の規模要件は次頁のとおりです。

表 多数の者が利用する特定建築物の一覧

区分	用途	規模要件
多数の者が 利用する 特定建築物	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは 養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の 面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これ らに類するもの	階数 2 以上かつ
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他 これらに類するもの	1,000 m ² 以上
	上記（幼稚園、保育所、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校）以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他 これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車または自転車の停車または駐車のための 施設	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設		
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	

池田町内には「多数の者が利用する特定建築物」が9棟あり、耐震化率は50%と推計されます。

これを所有者別にみると、池田町が所有する特定建築物8棟・耐震化率50%、民間が所有する特定建築物1棟・耐震化率0%となっています。

また、これを「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類でみると、「(ア)災害時の拠点となる建築物」が8棟・耐震化率50%、「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」が1棟・耐震化率0%となっています。

■多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和8年1月現在） （単位：棟）

区 分	建築物の総棟数 ①	新耐震基準により建築された建築物の棟数 ②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数 ③	耐震診断で耐震性ありの棟数 ④	耐震性を有する建築物の棟数 ⑤=②+④	耐震化率（推計） ⑤/①
合 計	9	4	4	0	4	50%
公 共 建 築 物	福井県	0	0	0	0	0%
	池田町	8	4	4	0	50%
	計	8	4	4	0	50%
民間建築物	1	0	1	0	0	0%

■多数の者が利用する特定建築物の分類別耐震化の現状（令和8年1月現在） （単位：棟）

区 分	建築物の総棟数 ①	新耐震基準により建築された建築物の棟数 ②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数 ④	耐震診断で耐震性ありの棟数 ④	耐震性を有する建築物の棟数 ⑤=②+④	耐震化率（推計） ⑤/①		
(ア) 災害時の拠点となる建築物	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、診療所、福祉施設、体育館	8	4	4	0	4	50%	
	公 共 建 築 物	福井県	0	0	0	0	0%	
		池田町	8	4	4	0	4	50%
		計	8	4	4	0	4	50%
民間建築物	0	0	0	0	0	0%		
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	—	—	—	—	—	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	共同住宅、寄宿舎、事務所、工場等	1	0	1	0	0	0%	
	公共建築物	0	—	—	—	—	—	
	民間建築物	1	0	1	0	0	0%	

(b) 危険物関係特定建築物の耐震化の現状

危険物関係特定建築物とは、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で、下記の要件に該当する建築物です。池田町内の該当建築物の耐震化率は67%となっています。

区 分	建築物の総棟数 ①	新耐震基準により建築された建築物の棟数 ②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数 ③	耐震診断で耐震性ありの棟数 ④	耐震性を有する建築物の棟数 ⑤=②+④	耐震化率(推計) ⑤/①
危険物関係特定建築物	3	2	1	0	2	67%

● 特定建築物に該当する危険物の数量一覧

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を慣用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 km 500 km 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン (※)
⑤燃性のガス (⑦及び⑧を除く。)	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で、7,200 個、約 120g

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

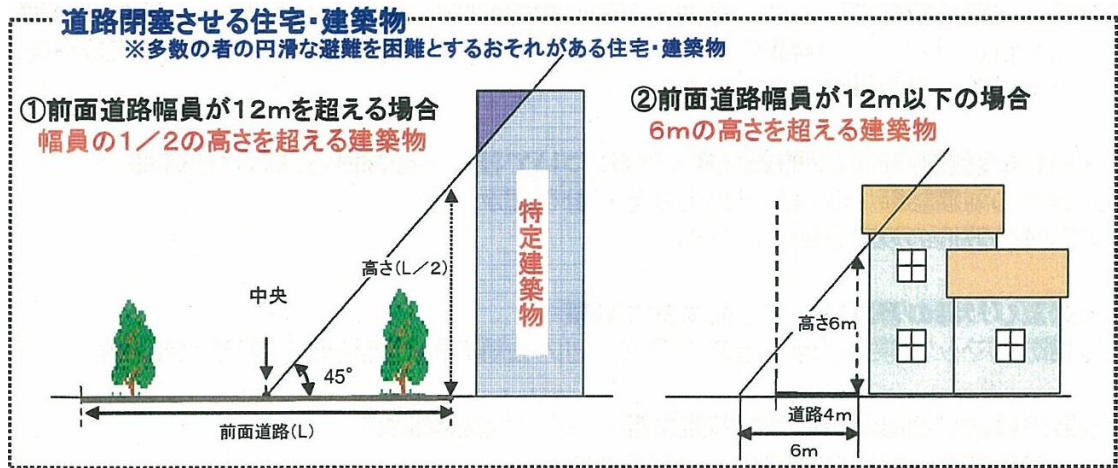
「緊急輸送道路沿道特定建築物（耐震改修促進法第6条第3号）」とは、下図に示すような建築物のことで、前面道路幅員や建築物用途によって該当基準が変わります。

①前面道路幅員が12mを超える場合

前面道路幅員の半分の長さを超える高さの建築物が特定建築物となります。

②前面道路幅員が12m以下の場合

6mを超える高さの建築物が特定建築物となります。



また、「都道府県耐震改修促進計画に記載された道路」とは、県および町の地域防災計画に定める緊急輸送道路です。「福井県地域防災計画」においては、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路が緊急輸送道路として選定されています。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、沿道の「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。

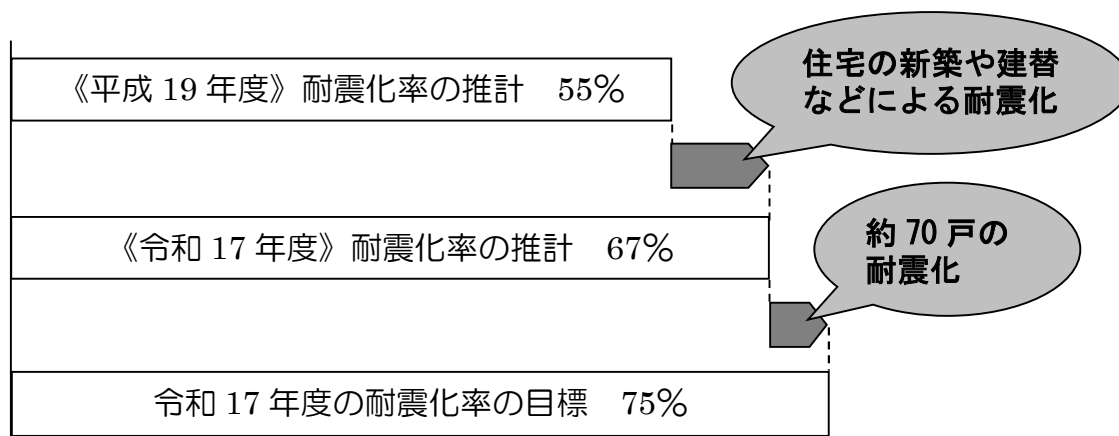
そこで、地震発生時に緊急車両や支援物資輸送車両の通行を確保する緊急輸送道路の沿道建築物の状況を調査した結果、旧耐震基準により建築された建築物で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」が32棟ありました。

(3) 耐震化の目標設定

① 住 宅

耐震性を有する住宅の割合は平成 19 年度の推計値が 55%であり、今年度の推計値は 63%となりました。よって、これまでの住宅の新築・建替の動向が同様に推移していくものと考え、令和 17 年度には 67%になると推計されます。

耐震化の目標としては、旧耐震基準により建築され耐震性が確認出来ていない住宅について約 110 戸の耐震化を促進する（除却することや耐震診断を実施して耐震性を有することを確認する事を含む）ことによって、令和 17 年度の耐震性を有する住宅の割合を 75%とすることを目指します。



② 特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。

池田町内の特定建築物の耐震化率の現状は、50%であり、福井県の耐震化率93.8%（令和7年度）よりも低くなっていますが、そのほとんどが「災害時の拠点となる特定建築物」です。

国では、より影響の大きい「要緊急安全確認大規模建築物[※]」や「要安全確認計画記載建築物[※]」に絞り込んで目標を設定しているため、特定建築物の耐震化率の目標は設定していません。また、県計画においても特定建築物の耐震化率の目標は設定されていません。本町においては、令和17年度までに特定建築物全体で90%の耐震化を目指していきます。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎や公民館、被災者を一時収容する病院や拠点避難施設として指定されている学校はもとより、災害時要援護者が利用する社会福祉施設など、災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。特に、町有建築物は国および県との情報収集・伝達・指示において基幹的な役割を果たす建築物となるため、優先的に耐震化を図ります。

民間建築物については、耐震診断が未実施であり、まずは建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえて早急に対策を講じる必要があります。

なお、多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標の詳細については次頁のとおりです。

■ 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標

分類	現況 (令和7年度)		目標 (令和17年度)
多数の者が利用する特定建築物	50%		90%
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県有建築物	100%	
	町有建築物	50%	
	民間建築物	—	
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	県有建築物	—	
	町有建築物	—	
	民間建築物	—	
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	県有建築物	—	
	町有建築物	—	
	民間建築物	0%	

また、本町では、「要緊急安全確認大規模建築物」「要安全確認計画記載建築物」に該当する建築物はありません。

(4) 町有建築物の耐震化の現状と目標設定

① 耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を、耐震化を図るべき特定建築物の対象としています。町有建築物の中にはこれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

耐震化の対象とする町有建築物の総棟数は137棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は127棟あります。旧耐震基準により建築された建築物は10棟あり、耐震性がないものとして耐震化率を推計すると、93%となります。

② 耐震化の目標設定

「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類別にみると、「(ア)災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が72%、「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率97%、「(ウ)特定多数の者が利用する建築物(寄宿舍等を除く)」の耐震化率100%となっており、「(ア)災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が低くなっています。

大規模地震時等災害時の拠点となる町有建築物の耐震化を図ることが重要であり、「(ア)災害時の拠点となる建築物」の耐震化率を令和17年度までに90%とすることを目標とします。

このため、旧耐震基準により建築された7棟について、長期的な活用を図る建築物については早期に耐震診断を実施し、耐震性の有無の判定を行い、耐震性がないと判定された建築物は、耐震改修及び合築・集約化等の検討を行う。

■町有建築物の耐震化の現状と目標（令和8年1月現在）

（単位：棟）

分類	用途	建築物の総棟数 ①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③	耐震診断実施棟数 ④	耐震性有棟数 ⑤=②	耐震化率 (令和7年度) ⑤/①	耐震化率の目標 (令和17年度)
(ア)災害時の拠点となる建築物	庁舎、病院、学校、福祉施設等	25	18	7	0	18	72	90
(イ)不特定多数の者が利用する建築物	図書館、博物館等	39	38	1	0	38	97	
(ウ)特定多数の者が利用する建築物	町営住宅	24	24	0	0	24	100	
	寄宿舍等	6	6	0	0	6	100	
その他の施設		43	41	2	0	41	95	
合計		137	127	10	0	127	93	

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断および耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本方針とします。

(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対して、建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うと共に、県と連携して建築物の耐震診断および耐震改修を行おうとする町民を支援する制度の周知に努めます。

■木造住宅の耐震診断に対する補助制度

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 地震に備え、昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断を行う際に費用の一部を補助します。
補助対象者（住宅）	<ul style="list-style-type: none"> 過去に耐震診断と補強プラン作成を行っていないこと。 町税等を滞納していないこと。 昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
本人負担額	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断と補強プラン作成のセットで10,000円

■木造住宅の耐震改修に対する補助制度

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、地震時に倒壊する可能性のある住宅の改修を行う際に費用の一部を補助します。 耐震改修には一般住宅改修（伝統的古民家でない住宅）と伝統的古民家改修の2種類があり、補助額に違いがあります。
補助対象者・住宅・工事	<ul style="list-style-type: none"> 町税等を滞納していないこと。 耐震診断を行い、耐震性能が不十分と判断された住宅（上部構造評点1.0未満）。 改修後の上部構造評点が1.0以上となる工事。評点1.0以上の工事が困難であれば、0.7以上となる工事。
補助金額	<p>《一般住宅（伝統的古民家でない住宅）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大140万円（工事費の100%） <p>《伝統的古民家》</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大190万円（工事費の100%） <p>※建築後50年を経過した住宅、または終戦前（1945年以前）に建てられた住宅であること。 ※地域の伝統的民家の意（切妻屋根・柱と梁の格子組及び漆塗喰塗りなど）を基調とした住宅であること。 ※上記要件を基に、池田町に伝統的民家と認められること。</p>

(3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備

① 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。県では、建築関係団体に働きかけ、平成 17 年 3 月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。平成 28 年度からは協議会に代わり、(一社) 福井県建築士事務所協会がその役割を担っています。

今後も、県や(一社) 福井県建築士事務所協会と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

② 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備

i) 耐震診断と補強プランの一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震化に向けて、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための費用の概算を知るために、県では、平成 20 年度から補強プラン作成にも補助を行っています。平成 28 年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、耐震改修に向けて具体的に検討しやすくなるよう、一体的に支援しています。

ii) 耐震改修基準を見直し(構造評点 1.0→0.7)

旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物は、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いレベル(構造評点 1.0 以上)を基準に耐震改修することを原則としています。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点 1.0 以上が満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上確保する耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助消火活動が可能となり一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

iii) 部分耐震改修や耐震シェルターへの支援

県では、重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修(局所的な耐震補強)」について、平成 24 年度に耐震改修の専門家による検討を行い、補強後の構造指標などの補助の要件をとりまとめました。それを踏まえ、平成 25 年度から「部分耐震改修(局所的な耐震補強)」への補助を行っています。

また、令和 5 年度からは、大地震から命を守るうえで、部分耐震改修と同等の効果が期待できるものとして、耐震シェルターの設置に対する補助を行っています。

■ 耐震シェルターの設置例(熊本県提供写真)



iv) 耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介

耐震改修を検討しているが、誰に工事を依頼すればよいか分からないという方のために、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震改修を行う事業者を県で登録し、県のホームページで事業者の情報を紹介しています。

v) さまざまな耐震改修工法の活用

公的機関や民間企業により、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されています。改修範囲を限定することで工事費の軽減・工期の短縮が可能なものや、屋外からの工事で耐震性能を向上させることが可能なものもあります。このような補強方法も補助対象に加えることにより、建物所有者の様々なニーズに対応していきます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① 建築物に係る二次的被害*発生防止への対応

これまでの大地震の被害状況を見ると、建築物の屋根瓦や窓ガラス、外装タイル等の落下、大規模空間を持つ建築物の天井崩落等による二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。屋根瓦については、令和4年度に緊結方法に関する基準が強化され、原則全ての瓦について緊結が求められています。

また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しており、以降、通学路・避難路沿いにある危険なブロック塀等の撤去・改修の促進が図られています。

これらの事を踏まえ、町では県と連携し被害の発生するおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講じるよう指導しており、今後も引き続き指導していきます。

② 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊ならびに瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係る二次的被害が発生する場合があります。被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定*を実施することが大変重要です。このため、町は判定実施本部等を設置し、福井県に対し福井県震災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の受入れに必要な体制を整備します。

③ 建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることやエレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

④ 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災や能登半島地震では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

令和5年5月には、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、規制区域内で盛土等を行う場合は許可が必要となりました。福井県では、令和7年6月30日に県内全域を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定し、規制を行っています。

その他、令和7年4月には、建築基準法の改正により地盤の確認が必要となる建築物の範囲が拡大されました。

地震に伴うがけ崩れや液状化等による建築物の被害の軽減を図るため、関係部局と連携しながら、がけ地近接等危険住宅移転事業および土砂災害危険住宅対策改修事業を活用するなど、敷地の安全対策を推進していきます。

⑤ 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

これを受けて、昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅について、接合部等の状況を確認することにより耐震性能を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」を（一財）日本建築防災協会がとりまとめていることから、県と連携して、耐震性に不安のある当該住宅の所有者等に対して当該方法について周知していきます。

（5）地震時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げることで、緊急車両の通行、多数の者の円滑な避難を阻害します。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき道路として、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められている道路および池田町地域防災計画で定める緊急輸送道路を位置付け、その沿道の建築物の耐震化を推進します。

（6）優先的に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、法第6条第1号に規定された特定建築物のうち地震災害の発生時に災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設、中でも学校、公民館、病院等、緊急輸送道路沿道特定建築物および昭和56年5月以前に建てられた木造住宅とします。

町有建築物については、原則として災害応急対策の実施・防災拠点、避難所、その他の順に、重要度、建設年度など諸条件を勘案して耐震診断を行い耐震化に努めていきます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の予測

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、「池田町防災ハザードマップ」を全世帯に配布するとともに、町ホームページで公表して町民の地震を含めた自然災害に対する防災意識の醸成を図っています。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

町民が耐震化に関する相談を受けられる耐震相談窓口として、町担当課の他にも下記のものが設置されており、今後も、このような体制を維持し、引き続き町民への情報提供を行います。

表 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
福井県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) 県の支援制度、耐震改修を行う施工者の情報、耐震改修の工法の紹介など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会	
池田町	<u>まちと森整備課</u>	木造住宅耐震診断促進事業の制度説明および申込み

(3) 広報資機材等の作成とその活用

耐震診断および耐震改修を図るため、国、県、関係機関作成の広報資機材等を活用すると共に、町独自の事業については新たにパンフレットを作成するなど、町民へ耐震改修の周知を図ります。その他、耐震診断・改修に関する情報を広報紙やホームページに掲載します。

表 県作成の広報資機材等の一覧

名称	内容	対象	備考
普及啓発チラシ	木造住宅耐震化の周知	一般県民	窓口設置、戸別訪問、耐震診断を受けた方への送付
耐震改修工事中のぼり旗	改修工事現場でPR	近隣住民、通行者	耐震改修現場に設置
耐震診断・改修啓発パネル	耐震化の流れを説明	来庁者、イベント参加者	窓口、各種イベントで掲示
教育教材模型	耐震構造を体験学習	子どもを含む一般県民	各種イベントで展示、体験
広報動画	動画耐震化を啓発	広く県民全体	動画配信サービスにて公開

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

県は、リフォーム工事を行う際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行うよう積極的に働きかけるという協定を建築関係団体と締結し、耐震改修の誘導を図っています。

また、近年注目されている省エネリフォームについては、耐震改修を行う際の補助制度や税制優遇措置と組み合わせた利用も可能であることについて、県と連携しながら、各種リフォームに関する相談時等の多様な機会を捉え、周知していきます。

(5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。そのため、町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

(6) 耐震出張説明の実施

町で開催されるイベント、講習会等に県から講師を招き、耐震化に係る情報提供を行うことを検討します。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、高齢者の集会等での出張説明を行うなど、さらなる意識啓発を図っていくことを検討します。

(7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知

既存住宅において令和10年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、既存住宅においては令和12年度末、要安全確認計画記載建築物においては令和10年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。町では県と連携して、これらの制度の周知を図っていきます。

(8) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。そのため町では、地震保険の普及啓発に努めます。

(9) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したものの必要な耐震改修を行っていない所有者等に対し、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、県と連携しながらフォローアップを実施していくことを検討します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会等との連携

(社)福井県建築士事務所協会、(社)福井県建築組合連合会、(財)福井県住宅建築センターおよび(社)福井県建築士会の構成で平成16年度に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。平成28年度からは協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会がその役割を担っています。協会は、診断士の派遣と耐震診断の公正な判定を行っており、町は、耐震診断の希望者が安心して円滑に耐震診断を受けてもらえるように、今後も、県や協会と連携し木造住宅の耐震診断の促進を図ります。

(2) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが予想されます。また、町が所有する建築物については、行政改革による建築物の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。このため、本計画は、原則として5年後に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【 参 考 資 料 】

- | | |
|--------|--------------|
| 参考資料 1 | 用語解説 |
| 参考資料 2 | 耐震改修促進法改正の概要 |
| 参考資料 3 | 国の基本的な方針の概要 |
| 参考資料 4 | 国の耐震化率の算出方法 |

参考資料1 用語解説

【耐震基準・新耐震基準】(P1)

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定以上の耐震能力を持っていることを保証し、建築することを許可する基準で、建築基準法・建築基準法施行令・国土交通省告示等によって定められています。

現在の基準は昭和56年に出来たもので、それまでの基準と区別するために「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、震度5程度の地震においては建築物が壊れないようにすること、震度6程度の地震においては建築物の倒壊を防いで中にいる人の安全を確保することを目的としています。

【東海地震】(P1)

駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震のことで、マグニチュード8規模の地震が発生して神奈川県から愛知県にかけての広い範囲で強い揺れが起こり、津波による大きな被害も起こることが想定されています。

【南海・東南海地震】(P1)

プレート境界型地震であり、歴史的に見て100～150年程度の間隔でマグニチュード8規模の地震が発生しています。最近では昭和19年および21年に発生していることから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生する恐れがあるとされています。

【首都直下地震】(P1)

平成19～48年の間に、70%の確率で関東地方に発生すると予想されている直下型の大地震のことで、マグニチュード7規模の地震発生が想定されています。東海地震や南海・東南海地震などに比べて想定される地震の規模は小さいものの、主要な国家機能や人口が集中しているため甚大な被害になると予想されています。

【中央防災会議】(P1)

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者および学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っています。

【耐震改修】(P1)

地震に対する安全性の向上を目的として、増築・改築・修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備等を行って耐震性を強化する補強工事のことです。一般的には、柱・梁・壁・床等を補強して強度を増加させるか、または、建物のねばり強さを増加させる等の方法で建築物の耐震性能の向上を図ります。

【 池田町地域防災計画 】(P1)

災害対策基本法に基づき、町民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定する計画のことで、池田町では平成 10 年 3 月に策定されています。

【 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） 】(P1)

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体および財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする法律です。

【 地震防災推進会議 】(P1)

平成 17 年 2 月、国土交通大臣のもとに「住宅・建築物の地震防災推進会議」として設置されました。同年 6 月に提言書「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」をとりまとめ、その中では耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて提言されています。

【 耐震改修支援センター 】(P1)

平成 18 年 3 月に、国土交通大臣から「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に基づく機関として指定されており、以下のような事業を行っています。

- ・ 建築物の耐震診断および耐震改修に関する情報および資料の収集、整理および提供。
- ・ 建築物の耐震診断および耐震改修に関する調査および研究。
- ・ 認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証。
- ・ 上記の業務に附帯する業務。

【 耐震診断 】(P2)

地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を調査した上で、専門的な構造計算によりそれを数値化して判断することです。建物の形状や躯体の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れ・変形等による損傷具合等を総合的に勘案して判断されます。

【 緊急輸送道路 】(P5)

災害発生時における被災者の避難および被災者の生活を確保する物資輸送等のために利用する路線として指定する道路のことです。

【 災害時要援護者 】(P6)

災害時における、以下の条件に一つでも当てはまる人を指します。

- ・ 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない、または困難な人。
- ・ 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な人。
- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な人。

- ・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な人。

【 要緊急安全確認大規模建築物 】(P12)

耐震改修促進法附則第3条第1項に定める、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある、不特定多数の者が利用する建築物や自力での避難が困難な高齢者や乳幼児などが利用する建築物のうち大規模なもののこと。

【 要安全確認計画記載建築物 】(P12)

耐震改修促進法第7条に定める、特に耐震性を確保する必要性が高い建築物として、福井県耐震改修促進計画及び池田町耐震改修促進計画に位置付けられた建築物のこと。

【 二次的被害 】(P16)

大地震の発生で直接受ける被害ではなく、大地震による被害に起因して発生する災害のことです。建築物に係る二次的災害としては、余震による家屋・ブロック塀等の倒壊や瓦・外壁の落下、窓ガラスの飛散、家具転倒、エレベータの閉じ込め等があります。

【 応急危険度判定 】(P16)

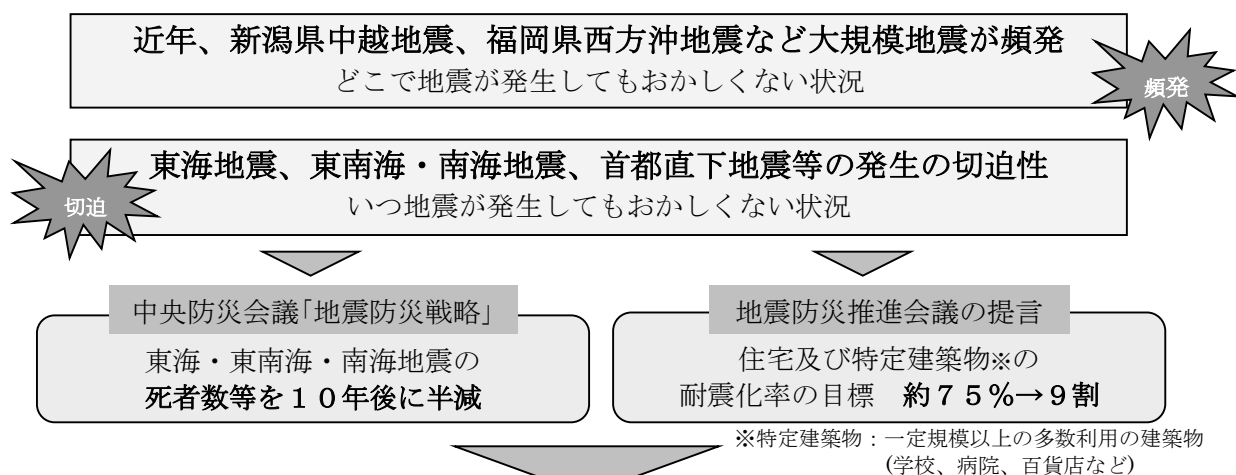
地震により被害を受けた建築物について、余震等によって倒壊のする危険性や、外壁等の落下の危険性を、あらかじめ判定方法の講習を受けている建築士(応急危険度判定士という。)が調査し、その結果に基づいて建築物の使用が可能かどうか応急的に判定する制度です。この制度は、被災建築物による二次被害を未然に防止することを目的にしています。

【 自主防災組織 】(P18)

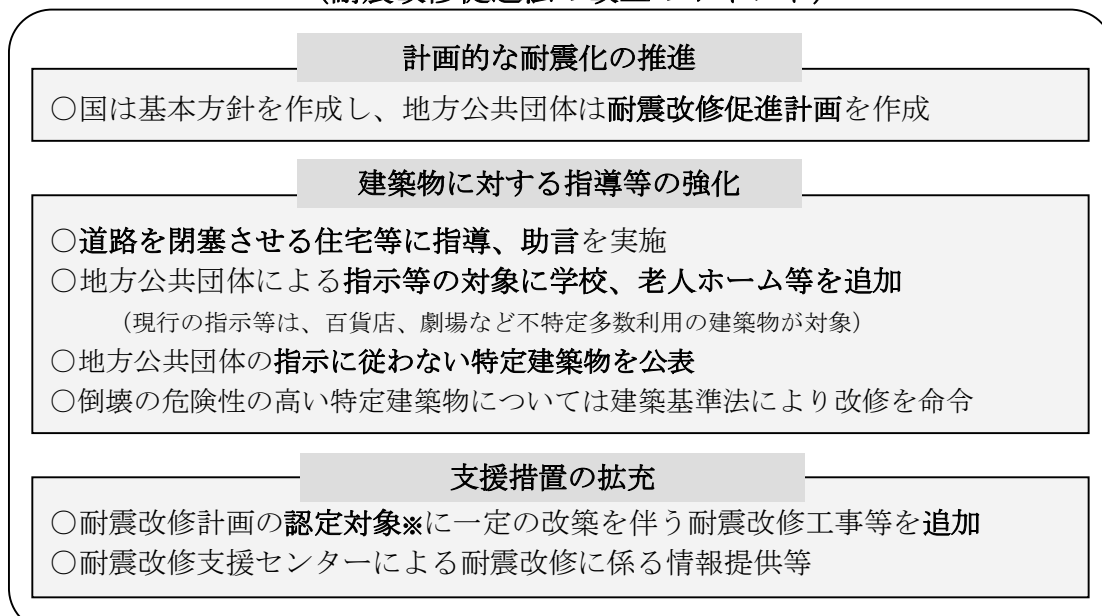
自主防災組織とは、地域住民が相互に連携・協力し合い、地域の被害を最小限に抑えること等を目的とした自主的な組織です。

通常時は、防災知識の普及啓発、防災訓練や防災資機材の備蓄・点検等の活動を行い、災害時には、住民の避難誘導、初期消火、負傷者の救出や避難所の運営等さまざまな活動が期待されています。

参考資料2 耐震改修促進法改正の概要



(耐震改修促進法の改正のポイント)



※耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適格事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

効果

地震による死者数・経済被害が減少

東海地震の被害の軽減(耐震化の効果)
死者数 6700人→3200人
経済被害 11.6兆円減少

東南海・南海地震の被害の軽減(耐震化の効果)
死者数 6600人→2900人
経済被害 18.8兆円減少

建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保

仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

参考資料3 国の基本的な方針の概要

基本的な方針の一部改正（令和7年7月17日改正）の概要

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項の中に、次の取組に係る事項を新たに位置づけ
 - 地方公共団体は、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。
 - 地方公共団体は、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
 - 地方公共団体及び関係団体は、昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項に、次のとおり定める
 - 住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。
- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項の中に、次の取組に係る事項を新たに位置づけ
 - 地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の作成及び活用の普及を図ること。
- 4 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項に、次のとおり定める
 - 国が耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて目標を定めることとしたことを踏まえ、都道府県及び市町村において、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定めるべきであること。
- 5 その他
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀に関して、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第323号）の施行に係る記載を削除する。

参考資料4 国の耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法として、過去の耐震診断結果を用いる方法が示されています。

《 耐震化率の算出方法 》

住宅については、県が住宅・土地統計調査から算出した、耐震診断を実施した場合の耐震性を有する割合（県全体の建て方毎の割合）を用いることとします。

一方、特定建築物については、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合が下記のようになったことから、これを用いることとします。

これらを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、住宅の場合は建て方毎、特定建築物の場合は用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計する方法です。

<住宅>

- ・戸建て住宅 ……32.1%
- ・共同住宅 ……72.7%

<特定建築物>

- ・学校 ……29.8%
- ・病院・診療所 ……42.1%
- ・社会福祉施設 ……44.6%
- ・ホテル・旅館等 ……35.8%
- ・店舗・百貨店 ……47.8%
- ・賃貸共同住宅 ……76.0%
- ・その他 ……49.6%